

運営規程の「従業員の員数」に関する記載方法が変更されました

R3 年度報酬改定において、運営規程に記載する「従業員の職種、員数及び職務の内容」については、業務負担軽減等の観点から、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えないと改定されました。

各事業所が運営規程に定める「従業員の職種、員数及び職務の内容」のうち、「従業員の員数」については、これまで現に事業所に配置している人数を「〇〇人」と記載することとしていましたが、「〇〇人以上」という記載を可とします。

この記載の場合、従業員の員数に変更があっても運営規程の人員を満たしている限り、員数の変更に係る変更届の提出が不要となります。

ポイント！

- 1 運営規程は、利用者（児）数等に応じて、法令等で規定されている人員基準以上の従業員の員数を規定してください。
法令等の基準を満たしていない運営規程は無効です。
- 2 従業員の加配により加算を算定している場合であっても、加配の員数を加えた規定とする必要はありません。
- 3 これまで記載していた、常勤・非常勤の別や他の職種との兼務関係（「うち〇〇人は運転手を兼務」など）の記載は不要とします。
ただし、人員基準により常勤配置を求められている職種については、「常勤」や「うち〇人以上は常勤」と規定してください。
- 4 複数職種の総数が基準により定められている場合には、当該職数を一括りにし、「〇人以上」と規定するか、職種ごとの員数に加えて総数を「〇人以上」と規定してください。

【この変更による届出】

- ・ 当該表記方法の変更のみの届出は不要です。
- ・ 表記方法変更後の直近の届出事項届出の際に併せて届出を行ってください。

注意 この改正により、従業員数の変動を届出する事務は軽減されますが、従業員数の加配による加算の算定を行っている事業者はご注意ください。加算区分に変更が生じた場合は速やかに届出をお願いします。

過去に要件を満たさない状態になっていたことが判明した場合にはサービス費等の過誤調整を求める場合があります。

【運営規程の記載例】

◆ 障がい福祉サービス（訪問系）

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
<p>【居宅介護】</p> <p>(1) 管理者 1人（常勤）</p> <p>(2) サービス提供責任者 ○人以上（うち1人以上は常勤）</p> <p>(3) 従業者 2人以上</p>	<p>※ サービス提供責任者の員数は、事業の規模（月間のサービス延べ時間、従業者の員数又は利用者の数のいずれかの基準）により必要な員数が決まるため、その数以上を規定する。</p>

◆ 障がい福祉サービス（通所系）

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
<p>【生活介護】</p> <p>(1) 管理者 1人</p> <p>(2) サービス管理責任者 ○人以上（うち1人以上は常勤）</p> <p>(3) 医師 1人以上</p> <p>(4) 看護職員 1人以上</p> <p>(5) 理学療法士又は作業療法士 1人以上</p> <p>(6) 生活支援員 1人以上（うち1人以上は常勤）</p> <p>(7) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 ○人以上</p> <p>(8) 運転手 1人以上</p> <p>(9) 栄養士 1人以上</p> <p>(10) 調理員 1人以上</p> <p>(11) 事務職員 1人以上</p>	<p>※ サービス管理責任者の員数は、利用者の数により必要な員数が決まるため、その員数以上を規定する。</p> <p>※ 理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。この場合は、「機能訓練指導員」と記載する。</p> <p>※ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、利用者の平均障がい支援区分と数によって決まるため、その数以上を規定する。</p> <p>※ 運転手、栄養士、調理員、事務職員については配置しない場合は記載しない。</p>

◆ 障がい福祉サービス（居住系）

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
<p>【共同生活援助】</p> <p>(1) 管理者 1人（常勤）</p> <p>(2) サービス管理責任者 ○人以上</p> <p>(3) 世話人 ○人以上</p> <p>(4) 生活支援員 ○人以上</p>	<p>※ サービス管理責任者の員数は、利用者の数により必要な員数が決まるため、その数以上を規定する。</p> <p>※ 世話人の員数は、利用者の数を6で除した数以上を規定する。 報酬区分上、4:1、5:1 配置の事業所であっても規定は6:1以上で良い。</p> <p>※ 生活支援員の員数は、利用者の障がい支援区分と数によって決まるため、その数以上を規定する。</p>

◆ 一般相談支援事業

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
【地域移行支援】 (1) 管理者 1人 (2) 指定地域移行支援事業従事者 1人以上 (うち1人以上は相談支援専門員)	

◆ 障がい児通所支援

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
【放課後等デイサービス（主として重症心身障害児以外を対象）】 (1) 管理者 1人 (2) 児童発達支援管理責任者 1人以上（うち1人以上は常勤） (3) 児童指導員又は保育士 ○人以上（うち1人以上は常勤） (4) 機能訓練担当職員 1人以上 (5) 看護職員 1人以上 (6) 運転手 1人以上	※児童指導員又は保育士の員数は、利用児の数により必要な員数が決まるため、その数以上を規定する。 ※ 機能訓練担当職員、看護職員、運転手については配置しない場合は記載しない。

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
【放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を対象）】 (1) 管理者 1人 (2) 児童発達支援管理責任者 1人以上 (3) 嘱託医 1人以上 (4) 看護職員 1人以上 (5) 児童指導員又は保育士 1人以上 (6) 機能訓練担当職員 1人以上 (7) 運転手 1人以上	※運転手については配置しない場合は記載しない。